

◎新潟県告示第839号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定を廃止した旨の届出があった。

平成24年6月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

廃止した障害児 通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
放課後等デイサービス	こども発達相談室	長岡市西千手2丁目5番5号	長岡市	平成24年 4月1日